

庁議記録（令和6年2月22日開催分）

《その他事項》

◆パブリックコメントの結果について

（市政企画部 秘書政策課）

令和6年1月10日から1月31日までパブリックコメントを行った10計画のうち、“第7期可児市障がい者計画（案）”及び“「笑顔のもと」を育む（第3期可児市教育振興基本計画）（案）”に対して意見が提出され、それに対する市の考え方を報告するもの。

◆令和5年度低所得者世帯に対する物価高騰対応重点支援臨時給付金事業について

（福祉部 高齢福祉課）

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、給付金を支給するもの。

対象は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び住民税の均等割のみ課税又は非課税世帯のうち18歳以下の子どもを扶養している世帯とする。

3月から順に、対象者へ通知書を発送する。

◆可児市水道事業経営戦略の改訂について

（水道部 上下水道料金課）

可児市水道整備基本計画を令和5年3月に改訂したこと、現戦略を改定してから3年が経過することに伴い、現戦略の改訂を実施するもの。

計画期間は令和6年度から15年度の10年間とする。

主に、給水人口、水需要予測及び中長期財政収支の見直しと水道料金の改定検討を行った。水道料金については、直ちに料金改定が必要な水準ではないため据え置きとする。

◆危機発生報告について

（福祉部 福祉支援課）

国からの通知により、障害者総合支援法に基づき市町村が地域生活支援事業として行う障害者相談支援事業における税務上の取り扱いについて、誤認している市町村があることが分かった。本市においても、該当事業について確認を実施したところ、可児市社会福祉協議会へ委託している障害者相談支援事業は、障害者総合支援法に基づき地域生活支援事業として実施していることから、消費税の課税対象であったが、平成18年度から誤認により非課税としていたことが判明した。

市は、委託先の同協議会に報告、同協議会は修正可能な過去5年分の修正申告を行い、追納となる消費税及び延滞税を納付した。追納にかかる費用は市で負担する。

今後、所管するその他の委託事業について、消費税の取り扱いが正しいか確認する。

【庁議での意見】 消費税について、よく確認をして契約すること。